

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

条 例

- 福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例 一
- 福島県税条例の一部を改正する条例 二
- 福島県特別措置条例の一部を改正する条例 三
- 福島県旅費条例の一部を改正する条例 三
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 知事等の給与の特例に関する条例 三
- 福島県防災基本条例 四
- 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 四
- 福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 一〇
- 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 二
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 四

一 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 四 四 四

四 四

- 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 四
- 福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 五
- 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例 五
- 福島県水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 五
- 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例 六
- 福島県ロボットテストフィールド条例を廃止する条例 六
- 福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例 六
- 福島県家畜取引法施行条例の一部を改正する条例 六
- 福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例 六
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 六
- 福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 三
- 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 三
- 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例 五
- 福島県立美術館条例の一部を改正する条例 六

四 四 四 五 五 五 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 三 三 三 五 六 六 六 五 四 四 四 四

- 福島県立博物館条例の一部を改正する条例 三
- 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例 三
- 福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例 三
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例 三
- 福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例の一部を改正する条例 三

条 例

福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例、福島県税条例の一部を改正する条例、福島県特別措置条例の一部を改正する条例、福島県旅費条例の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、福島県防災基本条例、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例、福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例、福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例、福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県一時保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例、福島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島ロボットテストフィールド条例を廃止する条例、福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例、福島県家畜取引法施行条例の一部を改正する条例、

福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例、福島県立美術館条例の一部を改正する条例、福島県立博物館条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例、福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例及び福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第一号
福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十八年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

本則第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は歳入歳出外現金の収納の事務」を加える。

附 則
 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
 （入札監理課）

福島県条例第二号
福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の十八第五項各号列記以外の部分中「道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条の規定により交付された」を削り、「（以下「運転免許証」という。）を提示」を「（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条の規定により交付された運転免許証をいう。）又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）以下この項において同じ。）（以下これをこの項において「運転免許証等」という。）の提示（免許情報記録個人番号カードにあつては、提示に加えて、当該免許情報記録個人番号カードに記載された特定免許情報（同条第二項に規定する特定免許情報をいう。）を確認するために必要な措置に応じることとし、以下この項において「提示等」という。）を」に、「運転免許証の提示」を「運転免許証等の提示等」に改め、同項第五号中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第三号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の八及び第九条の九中「令和七年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第四号

福島県旅費条例の一部を改正する条例

福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、第三十条中「法律」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)」とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第二項中「定める者」の下に「(第十七条の二第一項において「配偶者等」という。)」を加える。

第八条の五第二項及び第四項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十七条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項

を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じな

ければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。

3 任命権者は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十七条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第六号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第九条まで」を「第八条まで」に改め、同条第二項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」を「以下」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第七号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第九条第一項中「第九条まで」を「第八条まで」に改め、「第十七条の四」を削り、同条第二項中「及び第十七条第二項」を「、第十七条第二項及び第十七条の四第二項第

一号」に、「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を「以下」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の九十五」に、「とする」を「と、給与条例第十七条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする」に改め、同条第三項中「から第九条まで」を、「第八条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

福島県条例第八号

知事等の給与の特例に関する条例

（知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例）

第一条 知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第九号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

- 一 知事 百分の十五
- 二 副知事 百分の十
- 三 病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員 百分の五

（知事の秘書の給料月額の特例）

第二条 知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知事が定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
 （知事等の給与の特例に関する条例の廃止）
 2 知事等の給与の特例に関する条例（令和五年福島県条例第五号）は、廃止する。
 （人事課）

福島県条例第九号

福島県防災基本条例

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条―第十四条）
- 第二章 各主体の取組
 - 第一節 県民の取組（第十五条―第二十四条）
 - 第二節 事業者の取組（第二十五条―第三十二条）
 - 第三節 自主防災組織等の取組（第三十三条―第三十九条）
 - 第四節 防災士の取組（第四十条―第四十三条）
 - 第五節 防災ボランティアの取組（第四十四条―第四十五条）
 - 第六節 非営利支援団体の取組（第四十六条）
 - 第七節 社会福祉協議会の取組（第四十七条―第五十条）
 - 第八節 消防団の取組（第五十一条―第五十二条）
 - 第九節 学校等の設置者及び管理者の取組（第五十三条―第五十七条）
 - 第十節 市町村の取組（第五十八条―第六十一条）
 - 第十一節 県の取組（第六十二条―第六十六条）

附 則

福島県は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による未曾有の複合災害による影響が、今もなお継続している状況で、復興・創生への取組を進めている。そのような状況の中、令和元年東日本台風をはじめ、令和三年、令和四年と連続して発生した福島県沖を震源とする地震、令和五年台風第十号に伴う大雨等、度重なる自然災害に見舞われてきた。

これまでも本県は法令や地域防災計画等に基づき、様々な主体と連携した防災の取組を着実に推進してきたが、自然災害による被害の発生を完全に防ぐことは困難である。令和元年東日本台風等に関する災害対応検証報告では、「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して水害による死者をゼロにすることを目指す社会を構築することが提言された。令和四年に公表した福島県地震・津波被害想定調査では、甚大な被害が発生する可能性のある地震に対して、津波への避難意識向上や、建物の耐震化により、被害を大幅に軽減できることが示された。

このように、激甚化・頻発化している自然災害からの被害の最小化及びその迅速な回復を図るためには、これまで以上に県民の取組の深化が必要不可欠であり、その重要性は一層増している。

このような本県を取り巻く現在の状況を踏まえ、県民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、県民が自ら及び家族の安全を守る「自助」、地域住民等が相互に協力しつつ互いに助け合う「共助」、県、市町村及び国等の行政が取り組む「公助」の取組が必要である。また、自助、共助、公助の各主体が、それぞれの役割を認識し、その特性を生かした上で連携した取組を強化することにより、今後起こりうる災害による被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」につなげていくことが重要である。

また、原子力災害等への対応についても、その特殊性を考慮しながら、避難や要配慮者への支援等の自然災害と共通する取組や知見を生かしていくことが求められる。

ここに、私たちは、県民の生命、身体及び財産を守るため、災害に強い福島県づくりを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、基本理念を定め、防災に関する法令や計画に基づく取組を進めるとともに、地域防災の主体として期待される県民、事業者、自主防災組織等、防災士、防災ボランティア、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者・管理者、市町村及び県それぞれの役割と取組を明らかにすることにより、各主体が連携した防災の取組を推進し、もって災害に強い県づくりを目指すことを目的とする。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県民 県内に住所を有する者並びに県外に住所を有する者のうち県内の事業所に勤務する者、県内の学校に通学する者及び観光その他の目的で県内に滞在する者という。

二 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

三 防災 災害を未然に防止し、災害時の被害の最小化及びその迅速な回復を図り並びに災害からの復旧・復興を図ることをいう。

四 防災関係機関 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

五 自主防災組織等 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織その他防災活動に自主的に取り組む組織をいう。

六 事業者 県内において事業を行う国、県及び市町村を除く法人及び個人をいう。

七 防災士 自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識及び技能を修得したことを特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者をいう。

八 地域防災力 住民一人一人が行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国その他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

九 防災ボランティア 平常時から復興に至るまで、防災に係るボランティア活動を行う団体及び個人をいう。

十 災害ボランティアセンター 市町村社会福祉協議会その他の団体が設置する災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点をいう。

十一 非営利支援団体 専門性や地域との関わりを生かし、組織的に被災者支援に取り組む特定非営利活動法人その他営利を目的としない団体をいう。

十二 学校等 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校その他学校教育に類する教育を行う施設並びに幼保連携型認定こども園、保育所及び放課後児童健全育成事業が行われる場所をいう。

十三 児童生徒等 学校等に在籍する者をいう。

十四 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。

十五 マイ避難 速やかな避難行動を実施するため平常時から自分に合った適切な避難行動について考え、備えることをいう。

十六 災害伝承施設等 過去の災害から得られた実情と教訓を伝承する施設をいう。

十七 事業継続計画 災害が発生した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段その他の必要な事項を取り決めておく計画をいう。

十八 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

十九 避難行動要支援者名簿 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿をいう。

二十 地区防災計画 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画をいう。

二十一 個別避難計画 避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。

二十二 指定福祉避難所 要配慮者であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難することができる施設をいう。

二十三 災害ケースマネジメント 一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者

が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組をいう。

二十四 地域防災サポーター 防災について一定の知識及び技術を有する者として福島県地域防災サポーターに登録した防災士をいう。

(基本理念)

第三条 防災の取組は、県民の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害による死者(災害関連死を含む。)を出さないことを目指し、自助・共助・公助の各主体が連携した取組を強化することにより、被害の最小化及びその迅速な回復を図る減災の考え方を基本として行われるものとする。

2 防災の取組は、災害に備えるための多様な取組を適切に組み合わせ一体的に講ずるものとする。

3 防災の取組は、県民一人一人が主体となつて行われ、多様性と包摂性(誰一人取り残さないこと)のある持続可能な地域社会の実現を目指して推進するものとする。

4 防災の取組は、最新の科学的知見、過去の災害から得られた経験及び教訓を生かすとともに、デジタル技術の発達を踏まえつつ絶えず改善を図るものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、平常時から危機感を持つて自分事として防災に取り組むとともに、地域において相互に連携、協力し防災に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、地域社会を支える一員であることを自覚し、災害時において自ら及び家族の安全を確保した上で相互に協力して、自らの生活再建及び居住する地域の復旧・復興に努めるものとする。

3 県民は、県、市町村、国、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、従業員、来場者、利用者及び地域住民の安全確保に努めるものとする。

2 事業者は、平常時から災害発生時に事業を継続あるいは早期復旧できる体制の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県、市町村、国、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災の取組に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第六条 自主防災組織等は、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、地域住民と連携した防災活動により地域防災力の強化に努めるものとする。

2 自主防災組織等は、市町村、県、国、消防団及び防災関係機関が実施する防災の取組に協力するよう努めるものとする。

(防災士の役割)

第七条 防災士は、平常時から防災に関する知見を生かした防災及び減災の活動に努めるとともに、災害時においても、自らの生命及び身体の安全を確保した上で、可能な範囲で市町村や自主防災組織等その他関係者が実施する防災及び減災の取組に協力するよう努めるものとする。

(防災ボランティアの役割)

第八条 防災ボランティアは、活動の自主性、自発性及び創造性が最大限に尊重されたいえで被災者の生活再建等のため活動することとし、災害ボランティアセンター、市町村、県その他関係者と連携するよう努めるものとする。

(非営利支援団体の役割)

第九条 非営利支援団体は、被災者の生活再建のため、支援活動を円滑に進めるための団体、市町村、県その他関係者と連携するよう努めるものとする。

(社会福祉協議会の役割)

第十条 社会福祉協議会は、地域福祉の推進の観点から市町村、県、国、消防団、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携した防災の取組に努めるものとする。

(消防団の役割)

第十一条 消防団は、地域防災力の中核として県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市町村、県、国、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災の取組を総合的に推進するよう努めるものとする。

(学校等の設置者及び管理者の役割)

第十二条 学校等の設置者及び管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の生命、身体及び財産を守るため、平常時から災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 学校等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等及び学校等に勤務する者が適切な行動をするために、防災教育の実施に努めるものとする。

3 学校等の管理者は、県民、自主防災組織等、消防団、市町村その他関係者と連携した防災の取組に努めるものとする。

(市町村の役割)

第十三条 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的の地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るために、県、県内外の市町村、国、消防団、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(県の役割)

第十四条 県は、市町村を包括する広域的の地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を災害から守るために、県内外の市町村、都道府県、国、消防団、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする。

第二章 各主体の取組

第一節 県民の取組

(防災知識の習得等)

第十五条 県民は、被害の想定や避難時及び被災時の適切な行動選択につなげるため、次に掲げることに努めるものとする。

一 居住地域等の危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所の把握その他防災に関する情報をあらかじめ収集すること。

二 市町村や気象台その他関係機関が発信する防災情報や警戒レベルの意味を理解し、災害の種類ごとの特徴、災害時に取るべき行動その他防災に関する基本的知識を習得すること。

(避難行動の事前計画及び訓練)

第十六条 県民は、災害時に適切な避難行動を行うために、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 マイ避難を実践するとともに家族と共有すること。
- 二 地域の避難訓練に参加すること。

(備蓄の実施)

第十七条 県民は、物資の供給やライフラインが回復するまで健康的な生活を送るため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 飲料水、食料、生活必需品その他防災に関する物資及び資材を備蓄すること。
- 二 前号の物資及び資材を定期的に整理及び点検すること。

(住宅の耐震化等)

第十八条 県民は、住宅内における避難経路を確保するとともに、二次災害を防止するため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 建築物の耐震化その他の防災に係る取組により建築物の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上を図ること。
- 二 家具の転倒や落下を防止するための固定その他必要な措置を講ずること。
- 三 災害時において、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- 四 感震ブレーカー（地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置をいう。）を設置すること。

(情報収集)

第十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、安全な行動に必要な情報入手するため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 市町村、県、国及び民間事業者が発信する情報を積極的に収集すること。
- 二 前号の情報を、災害により停電その他情報収集に支障が生じる事態が発生した場合においても収集するための手段を確保すること。

(災害発生時の行動)

第二十条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体の安全を確保するための行動をとるよう努めるものとする。

(避難所での行動)

第二十一条 県民は、多数の人々が過す避難所において、円滑な避難生活を送るため、相互に協力しつつ、自主防災組織等及び市町村等と連携し、主体的な避難所運営に努めるものとする。

2 県民は、年齢、性別、要配慮者の特性その他の事情に配慮するとともに、互いの人

権を尊重した避難生活を送るよう努めるものとする。

(自主防災組織等、消防団への積極的な参加等)

第二十二条 県民は、地域防災力を強化するため、自主防災組織等への参加、消防団への入団並びに自主防災組織等及び消防団が開催する訓練及び研修への参加に努めるものとする。

(生活再建)

第二十三条 県民は、災害からの迅速な生活再建を図るため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 自然災害による損害を補償する保険又は共済へ加入すること。
- 二 相互に協力して、自らの生活及び地域社会の復旧・復興を進めること。

(災害教訓等の伝承)

第二十四条 県民は、災害伝承施設等の訪問や家族との共有により過去の災害から得られた経験及び教訓の伝承に努めるものとする。

第二節 事業者の取組

(事業継続計画の策定)

第二十五条 事業者は、災害時に事業の中断を防止又は早期に事業を再開するために、事業継続計画の策定及び必要に応じた修正並びに事業継続計画に基づいた訓練の実施に努めるものとする。

(情報通信技術の活用)

第二十六条 事業者は、事業継続計画の体制を整備するため、従業員の安否確認、管理情報の冗長化の確保、遠隔勤務環境の整備その他情報通信技術を活用した防災の取組を推進することにより災害時も業務を継続できる環境整備及び損失の最小化に努めるものとする。

(建築物の耐震化等)

第二十七条 事業者は、二次災害の拡大を防止するため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 建築物の耐震化その他の防災に係る取組により建築物の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上を図ること。
- 二 資機材及び備品の転倒及び落下を防止するための固定その他の必要な措置を講ずること。
- 三 災害時において、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- 四 非常用電源を確保すること。

(従業員への防災教育)

第二十八条 事業者は、従業員の防災意識を高揚し、防災知識の習得を推進するため、事業所での避難訓練の実施、防災に関する研修の実施並びに事業の特性に合わせた危険箇所及び危険業務の共有その他の従業員に対する防災教育に努めるものとする。

(備蓄の実施)

第二十九条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて従業員、

来場者及び利用者等のための備蓄に努めるものとする。

(地域との連携)

第三十条 事業者は、地域と共生する主体として、県及び市町村との防災に関する協定の締結、従業員が消防団や自主防災組織等へ参加しやすい環境の整備その他の地域防災力の強化に寄与する取組を行うよう努めるものとする。

(安全確保)

第三十一条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難誘導の実施、安全確認方法の確立、勤務時間への配慮その他の従業員の安全を確保するために必要な措置を行うように努めるものとする。

2 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難誘導その他の来場者及び利用者の安全を確保するために必要な措置に努めるものとする。

(災害教訓等の反映)

第三十二条 事業者は、過去の災害から得られた経験及び教訓を今後の防災の取組に生かすため、災害対応を検証し、事業継続計画への反映に努めるものとする。

第三節 自主防災組織等の取組

(居住地域の地理的特性の理解)

第三十三条 自主防災組織等は、地域の災害危険箇所等の把握その他居住する地域の地理的特性の理解に努めるものとする。

(地域住民への普及啓発活動及び訓練の実施)

第三十四条 自主防災組織等は、防災知識の普及啓発活動及び地域の特性に合わせた防災訓練の実施に努めるものとする。

(地区防災計画の作成)

第三十五条 自主防災組織等は、地域防災力の強化のため、地区防災計画の作成及び当該計画に基づく防災活動の実施に努めるものとする。

2 自主防災組織等は、地区防災計画の作成に当たり、必要に応じて、市町村その他関係機関の協力を得るよう努めるものとする。

(安全確認及び避難誘導)

第三十六条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、構成員の生命及び身体の安全を確保した上で、可能な範囲で地域住民の安全確認及び避難誘導に努めるものとする。

(要配慮者への取組)

第三十七条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の支援につなげるため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 要配慮者の特性を理解し、それに応じた支援を実施すること。
- 二 市町村から提供を受けた避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の支援を行うこと。

2 自主防災組織等は、要配慮者に関する情報を適切に管理するものとする。

(避難所運営)

第三十八条 自主防災組織等は、避難所の設置後、速やかに施設管理者及び市町村と連

携し、避難者による避難所の自主的な運営が可能となるよう、平常時から、自主防災組織等を主体とする避難所の運営体制の構築その他避難所運営への積極的な関与に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第三十九条 自主防災組織等は、市町村、県、防災士、社会福祉協議会、消防団その他関係機関と連携した防災活動の実施に努めるものとする。

第四節 防災士の取組

(地区防災計画の作成支援等)

第四十条 防災士は、地域防災力の強化のため、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 地域住民の防災知識の普及啓発に関する活動に取り組むこと。
- 二 自主防災組織等への防災知識の普及、防災訓練の支援その他自主防災組織等の活性化に寄与する活動に取り組むこと。
- 三 地区防災計画の作成支援及び地区防災計画に基づく避難訓練の実施へ協力すること。

四 市町村が実施する防災訓練その他の防災対策への支援を行うこと。

(避難誘導等)

第四十一条 防災士は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体の安全を確保した上で、可能な範囲で次に掲げることに努めるものとする。

- 一 地域住民の安全確認及び応急手当を行うこと。
- 二 地域住民の避難支援及び避難誘導を行うこと。

(避難所の運営支援)

第四十二条 防災士は、市町村が開設する指定避難所において避難者及び自主防災組織等による自主的な避難所運営のために必要な支援に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第四十三条 防災士は、自主防災組織等、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、市町村及び県と連携し、地域防災力の強化に努めるものとする。

第五節 防災ボランティアの取組

(防災知識の習得等)

第四十四条 防災ボランティアは、活動の注意点及び被災者への配慮その他の防災ボランティア活動に必要な知識の習得に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第四十五条 防災ボランティアは、活動の自主性、自発性及び創造性が最大限に尊重された上で被災者の生活再建のため活動することとし、災害ボランティアセンター、市町村、県その他関係者と連携するよう努めるものとする。

第六節 非営利支援団体の取組

(関係機関との連携)

第四十六条 非営利支援団体は、支援活動を円滑かつ効果的に実施するため、支援者間の連携促進と支援の調整を目的とした団体、市町村、県その他関係機関と連携するよ

う努めるものとする。

第七節 社会福祉協議会の取組

(平時時からの連携)

第四十七条 社会福祉協議会は、円滑かつ効果的な被災者支援のため、平時時から市町村及び県と連携するよう努めるものとする。

(防災知識の普及啓発)

第四十八条 社会福祉協議会は、県民や防災ボランティアへの防災知識の普及啓発に取り組むよう努めるものとする。

(防災ボランティア活動への支援)

第四十九条 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置する場合には、市町村、県その他関係機関と連携したうえで、被災者のニーズを積極的に把握し、防災ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう調整に努めるものとする。

(生活再建の促進)

第五十条 社会福祉協議会は、被災者及び避難者の生活再建を促進するため、市町村、県その他関係機関と連携し、見守りや相談支援をはじめとした取組に努めるものとする。

第八節 消防団の取組

(地域住民の安全確保)

第五十一条 消防団は、地域に密着した地域防災力の中核として、地域住民の安全確保に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第五十二条 消防団は、市町村、県その他関係機関と連携し、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 地域住民に対する防災知識の普及啓発を行うこと。
- 二 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難誘導を実施すること。
- 三 市町村、県及び事業者等と連携した団員確保活動を実施すること。

第九節 学校等の設置者及び管理者の取組

(災害時の安全確保)

第五十三条 学校等の管理者は、児童生徒等の生命及び身体を守るため、適切な経路での避難誘導、実効性のある防災訓練の実施及び災害時の対処要領(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたものをいう。)の作成に努めるものとする。

(防災教育等の実施)

第五十四条 学校等の管理者は、児童生徒等が災害時に適切な行動がとれるよう、次に掲げることに努めるものとする。

- 一 発達段階に応じた防災教育を実施すること。
 - 二 自主防災組織等、消防団等と連携した防災の取組を実施すること。
 - 三 教職員向けの防災に関する研修を開催すること。
- (施設の耐震化等)

第五十五条 学校等の設置者は、所有又は管理する施設の耐震化その他の防災に係る取組により施設の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上に努めるものとする。

2 学校等の管理者は、機材及び備品の転倒及び落下を防止するための固定並びに安全点検の徹底その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(学校等の早期再開)

第五十六条 学校等の管理者は、被災後、児童生徒等の学習支援や心のケアその他の学校等を早期に再開するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(災害教訓等の伝承)

第五十七条 学校等の管理者は、過去の災害から得られた知見及び教訓を児童生徒等に伝承するため、授業や校外活動における防災教育の実施や災害伝承施設等の活用に取り組むものとする。

第十節 市町村の取組

(災害予防対策)

第五十八条 市町村は、地域防災力の強化のため、次に掲げることをはじめとする災害予防対策の取組に努めるものとする。

- 一 住民に対する防災知識の普及啓発を行うこと。
- 二 円滑な避難所の開設及び運営並びに健康的な避難生活のために、施設管理者その他関係者と連携した避難所運営マニュアルの作成その他必要な措置を行うこと。
- 三 消防団及び自主防災組織等の充実強化並びに地区防災計画作成の支援をすること。
- 四 指定福祉避難所の指定の推進及び要配慮者の円滑な避難のために必要な取組をはじめとする要配慮者への支援を行うこと。

五 平時時から事業者、社会福祉協議会その他関係機関と連携を図ること。

六 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、関係機関との情報共有及び住民への情報発信の体制を整備すること。

七 所有又は管理する施設の耐震化その他の防災に係る取組により施設の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上を図ること。

2 市町村は、食料、飲料水、生活必需品その他必要な物資を備蓄し、整備し、若しくは点検するとともに、県、県内外の市町村、事業者、非営利支援団体及び防災関係機関と連携した物資の調達及び供給の体制構築に努めるものとする。

(災害応急対策)

第五十九条 市町村は、県、県内外の市町村、国、防災関係機関その他関係者と連携して、住民の避難その他の災害応急対策の的確な実施に努めるものとする。

(復旧・復興対策)

第六十条 市町村は、被災者が適切な生活再建を図ることができるよう、災害ケースマネジメントその他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市町村は、災害からの迅速な復旧・復興を図るため、県民、事業者、自主防災組織等、防災士、防災ボランティア、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者及び管理者、国、県内外の市町村、県その他関係者と連携し、復旧・復興対

策の取組に努めるものとする。

(災害教訓等の伝承)

第六十一条 市町村は、災害から得られた知見及び教訓を次代に伝承し、今後の防災対策に生かすため、災害の規模や特徴に応じた伝承の取組に努めるものとする。

第十一節 県の取組

(災害予防対策)

第六十二条 県は、地域防災力の強化のため、次に掲げることをはじめとする災害予防対策に取り組みものとする。

- 一 県民等に対する防災知識の普及啓発を行うこと。
- 二 消防団及び自主防災組織等の充実強化並びに地区防災計画の作成を推進すること。
- 三 市町村における指定福祉避難所の指定の促進をはじめとする要配慮者への支援を行うこと。
- 四 平常時から事業者、社会福祉協議会その他関係機関と連携を図ること。
- 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、共有及び発信の体制を整備すること。
- 六 所有又は管理する施設の耐震化その他の防災に係る取組により施設の災害に対する安全性を確保するとともに、その向上を図ること。
- 七 食料、飲料水及び生活必需品その他必要な物資を備蓄し、整備し、若しくは点検すること。
- 八 市町村、都道府県、国、事業者及び防災関係機関と連携した物資の調達及び供給の体制を構築すること。
- 九 応援職員の派遣及び受入れに係る体制を構築すること。

(地域防災サポーター等と関係機関の連携)

第六十三条 県は、地域の実情に応じた防災活動の活性化を支援するため、地域防災サポーターの確保及び活用を推進するとともに、防災士、自主防災組織等、市町村、県その他関係機関が連携した防災の取組を推進するものとする。

(災害応急対策)

第六十四条 県は、県民の安全を確保するため、市町村、都道府県、国及び防災関係機関その他関係者と連携して、災害応急対策を的確に実施するものとする。

2 県は、被災した地方公共団体の災害応急対策及び行政機能の回復を支援するため、要請に基づき、県内外の市町村、都道府県、国及び防災関係機関と連携し、応援を行うものとする。

(復旧・復興対策)

第六十五条 県は、被災者が適切な生活再建を図ることができるよう、市町村が実施する災害ケースマネジメントの支援に取り組みものとする。

2 県は、災害からの迅速な復旧・復興を図るため、県民、事業者、自主防災組織等、防災士、防災ボランティア、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者及び管理者、県内外の市町村、都道府県、国その他関係者と連携し、復旧・復興対策に取り組みものとする。

(災害教訓等の伝承)

第六十六条 県は、災害から得られた知見及び教訓を次代に伝承し、今後の防災対策に生かすため、災害の規模や特徴に応じた伝承の取組を実施するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

福島県条例第十号

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和六年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 土砂等の埋立て等の許可等（第七条―第二十二条）」を「第二章

土砂等の埋立て等」に使用される土砂等の安全基準（第七条・第八条）」を「第三章

土砂等の埋立て等の許可等（第九条―第三十条）」に、「第三章」

を「第四章」に、「第二十三条―第二十八条」を「第三十一条―第三十六条」に、「第

四章」を「第五章」に、「第二十九条―第三十三条」を「第三十七条―第四十一条」に

改める。

第一条中「災害の発生」の下に「及び土壌の汚染」を、「確保」の下に「及び生活環

境の保全」を加える。

第二条に次の六号を加える。

六 宅地造成 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以

下「盛土規制法」という。）第二条第二号に規定する宅地造成のうち、盛土又は切

土をする土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

七 特定盛土等 盛土規制法第二条第三号に規定する特定盛土等のうち、盛土又は切

土をする土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

八 土石の堆積 盛土規制法第二条第四号に規定する土石の堆積のうち、土石の堆積

を行う土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

九 宅地造成等 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

十 宅地造成等工事規制区域 盛土規制法第十条第一項に基づき指定された区域をい

う。

十一 特定盛土等規制区域 盛土規制法第二十六条第一項に基づき指定された区域を

いう。

第三条の見出し中「者」の下に「及び土砂等を搬入する者」を加え、同条中「発生」

の下に「及び土壌の汚染」を加え、同条に次の一項を加える。

2 土砂等を搬入する者は、土砂等の埋立て等」に使用される土砂等の運搬を行うに当た

ては、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生す

るおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

第三十三条中「第二十九条」を「第三十七条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十二条第一号中「第十二条第四項又は第十七条第一項」を「第十四条第四項又は第二十五条第一項」に改め、同条第二号中「第二十二條」を「第三十条」に改め、同条を第四十条とする。

第三十一条第四号中「第二十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第二十三條」を「第三十一条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「第十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「第十六條第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 第十六條、第十八條又は第二十條の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者

二 第十七條第一項若しくは第二項、第十九條第一項若しくは第二項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による検査を行わなかった者

三 第十七條第三項、第十九條第三項又は第二十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十一条を第三十九条とする。

第三十条第一号中「第二十条第三項」を「第八条第二項、第二十八條第三項」に改め、同条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十八條とする。

第二十九条第一号中「第七條、第十二條第一項又は第十八條第一項」を「第九条、第十四條第一項又は第二十六條第一項」に改め、同条第二号中「第七條」を「第九条」に改め、同条第三号中「第二十条第一項」を「第二十八條第一項」に、「第二十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十七條とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十八條を第三十六條とする。

第二十七條第一項中「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一號）第十條第四項又は第二十六條第四項の規定に基づく公示がされた区域」を「宅地造成等工事区域及び特定盛土等規制区域」に改め、「埋立て等」の下に「（土地の埋立てを除く。）」を加え、「条例の」の下に「第九条から第十五條まで及び第二十二條から第三十條までの」を加え、同条第二項中「災害の発生」の下に「及び土壌の汚染」を加え、同条第四項中「第七條、第十二條第一項又は第十八條第一項」を「第九条、第十四條第一項又は第二十六條第一項」に改め、同条を第三十五條とする。

第二十六條第一号中「第七條」を「第九条」に改め、同条を第三十四條とする。

第二十五條を第三十三條とし、第二十四條を第三十二條とし、第二十三條を第三十一條とする。

第三章を第四章とする。

第二十二條中「第七條」を「第九条」に、「第十七條第二項」を「第二十五條第二項」に改め、第二章中第二十二條を第三十條とする。

第二十一条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「第七條」を「第九条」に改め、同項第二号中「第十一条第一号」を「第十三條第一号」に改め、同項第三号中「第

十一条第一号」を「第十三條第一号」に改め、同項第四号及び第五号中「第七條」を「第九条」に改め、同項第六号中「第十二條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同項第七号中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同項第八号中「第十四條から第十六條まで」を「第十六條、第十七條及び第二十二條から第二十四條まで」に改め、同項第九号中「前條」を「第八條第二項、前條」に改め、同条第二項中「第七條」を「第九条」に改め、「災害の発生」の下に「及び土壌の汚染」を加え、同条を第二十九條とする。

第二十条第一項中「第七條」を「第九条」に改め、同条第二項中「第七條、第十二條第一項又は第十八條第一項」を「第九条、第十四條第一項又は第二十六條第一項」に改め、同条第三項中「第十七條第三項」を「第二十五條第三項」に改め、同条第四項中「第七條」を「第九条」に、「第十一条第四号」を「第十三條第四号」に改め、同条を第二十八條とする。

第十九條中「第七條」を「第九条」に改め、同条を第二十七條とする。

第十八條第一項及び第二項中「第七條」を「第九条」に改め、同条第三項中「第十一条」を「第十三條」に、「第八條第一項」を「第十條第一項」に、「第八條第三項」を「第十條第三項」に改め、同条第四項中「第七條」を「第九条」に改め、同条を第二十六條とする。

第十七條第一項中「第七條」を「第九条」に改め、同条第二項中「第七條」を「第九条」に、「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に、「第十一条第四号」を「第十三條第四号」に改め、同条第三項中「第七條」を「第九条」に、「第十一条第四号」を「第十三條第四号」に改め、同条を第二十五條とする。

第十六條中「第七條」を「第九条」に改め、同条を第二十四條とする。

第十五條中「第七條」を「第九条」に改め、同条を第二十三條とする。

第十四條中「第七條」を「第九条」に改め、同条を第二十二條とする。

第十三條第一項中「第七條」を「第九条」に改め、同条を第十五條とし、同条の次に次の六條を加える。

（第九条の許可を受けた者に係る土砂等の搬入の届出）

第十六條 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付は、これを省略することができる。

一 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

二 その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が承認した場合。

（第九条の許可を受けた者に係る土壌検査等）

第十七條 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等が実施されてい

る間、規則で定めるところにより、定期的に、当該埋立て等区域の土壤検査（土壤の汚染状況についての検査をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該埋立て等区域の土壤検査を行わなければならない。ただし、当該検査を行う必要がないと知事が承認したときは、この限りではない。

3 第九条の許可を受けた者は、第一項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

4 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

（盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者に係る土砂等の搬入の届出）

第十八条 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者（宅地造成等を行う者に限る。以下同じ。）は、当該許可に係る宅地造成等工事規制区域内に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

一 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

二 その他当該土砂等について、土壤の汚染のおそれがないと知事が承認した場合。

（盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者に係る土壤検査等）

第十九条 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事が実施されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該宅地造成等工事規制区域の土壤検査を行わなければならない。

2 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域の土壤検査を行わなければならない。ただし、当該検査を行う必要がないと知事が承認したときは、この限りではない。

3 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者は、第一項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

4 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等工事規制区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

（特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をを行う者に係る土砂等の搬入の届出）

第二十条 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をを行う者（盛土規制法第三十条第一項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）は、特定盛土等規制区域内に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

一 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

二 その他当該土砂等について、土壤の汚染のおそれがないと知事が承認した場合。

（特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をを行う者に係る土壤検査等）

第二十一条 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をを行う者は、当該工事が実施されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定盛土等規制区域の土壤検査を行わなければならない。

2 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をを行う者は、当該工事を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域の土壤検査を行わなければならない。ただし、当該検査を行う必要がないと知事が承認したときは、この限りではない。

3 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をを行う者は、第一項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

4 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をを行う者は、当該工事に係る特定盛土等規制区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

第十二条第一項中「第七条」を「第九条」に、「第十八条第四項及び第十九条第一項」を「第二十六条第四項及び第二十七条第一項」に、「第二十二條」を「第三十条」に、「第十條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条第三項中「第八條第一項」を「第十條第一項」に、「第八條第二項」を「第十條第二項」に改め、同条第四項中「第七條」を「第九條」に改め、同条を第十四條とする。

第十一条各号列記以外の部分中「第七條」を「第九條」に改め、同条第一号ア中「第十七條第三項又は第二十一條第二項」を「第二十五條第三項又は第二十九條第二項」に改め、同号イ中「第二十條」を「第二十八條」に改め、同号ウ及びエ中「第二十一條第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同条第三号中「第八條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第十三條とする。

第十条を第十二條とする。

第九条中「第七條」を「第九條」に改め、同条を第十一條とする。

第八条第一項中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第十条とする。
 第七条第三号中「者」の下に「（以下「国等」という。）」を加え、同条を第九条とする。
 第二章を第三章とする。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

（土砂等の安全基準）

第七条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。

3 知事は、安全基準を定めようとするときは、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等）

第八条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は安全基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、若しくは行った者、当該土砂等を搬入した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者、当該土砂等の埋立て等をする者を要求し、依頼し、若しくは唆した者又は当該土砂等の埋立て等をするのを助けた者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等を使用され又は搬入された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第二十七条第四項の規定の適用を受けている者に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（産業廃棄物課）

福島県条例第十一号

福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第六号及び第二十二條第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（社会福祉課）

福島県条例第十二号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第六項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十三号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十四号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第六項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

改正する条例

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第七条第一項ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十五号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第四百七十七条第一項、第八十二条第一項及び第八十九条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十六号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条第一項、第六十六条第一項及び第七十三条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十七号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第十八号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第十九号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十号

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十一号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例（昭和四十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号イの表大腸菌群の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第二十二号

福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福島県公衆浴場法施行条例(昭和四十四年福島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号イウの表大腸菌群の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第二十三号

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例(昭和五十五年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料を徴しない場合)

第四条 知事は、前条第一項の規定により手数料を徴収する場合において、同項の表第六号の譲渡手数料を徴することが適当でないとき、当該手数料の全部を徴しないこととすることができる。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第二十四号

福島県水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

福島県水道技術管理者の資格を定める条例(平成二十四年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「の土木工学を履修する課程若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又は」を「若しくは」に改め、「旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に規定する大学」の下に「(以下「旧制大学」という。)、短期大学(学校教育法第八十七条の二に規定する専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)、同法第一条に規定する高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に規定する専門学校(以下「短期大学等」という。))又は学校教育法第一条に規定する高等専門学校、中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に規定する中等

学校(以下「高等学校等」という。))を、「土木工学」の下に「若しくは土木」を加え、「課程若しくは」を「課程又は」に、「者(以下これを「一号大学卒業生」という。))であつて、当該卒業後二年以上」を「後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、大学又は旧制大学を卒業した者については三年以上、短期大学等を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については五年以上、高等学校等を卒業した者については七年以上」に改め、同条第二号から第五号までを削り、同条第六号中「第一号、第三号及び第四号に規定する学校」を「大学又は旧制大学、短期大学等及び高等学校等」に改め、「土木工学以外の」を削り、「これらに相当する課程」の下に「(土木工学及び土木を履修する課程並びにこれらに相当する課程を除く。))」を加え、「第一号に規定する学校」を「大学又は旧制大学」に、「第三号に規定する学校」を「短期大学等」に、「第四号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同号を同条第二号とし、同条第七号中「第一号、第三号及び第四号に規定する学校」を「大学又は旧制大学、短期大学等及び高等学校等」に、「第一号に規定する学校」を「大学又は旧制大学」に、「第三号に規定する学校」を「短期大学等」に、「第四号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第八号を同条第四号とし、同条第九号中「第四号、第六号若しくは第七号」を削り、同号を同条第五号とし、同条第十号中「第一項の」を「第一項の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第一条第十一号を同条第八号とする。

第二条を次のように改める。

(小規模の専用水道に関する読替え)

第二条 一日最大給水量が一立方メートル以下である専用水道(法第三条第六項に規定する専用水道をいう。))に係る法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格については、前条第一号中「三年以上」とあるのは「一年以上」と、「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、同条第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同条第三号中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六月以上」と、同条第四号中「十年以上」とあるのは「五年以上」と、同条第五号中「年数以上」とあるのは「年数の二分の一以上」と、同条第六号中「一年以上」とあるのは「六月以上」と、同条第七号中「三年以上」とあるのは「二年六月以上」とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第二十五号

福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。
（こども・青少年政策課）

福島県条例第二十六号

福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

福島県認定こども園の要件を定める条例（平成十八年福島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の五のイ②中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第二十七号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項、第四十六条第二号、第五十八条第一項、第六十八条第一項、第四項及び第十二項、第八十二条第一項本文及び第一号、第九十二条第一項並びに第百条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第二十八号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援の事業に係る基準

二 法第二十一条の五の十五第三項第一号に規定する条例で定める者

三 法第二十一条の五の十七第二項第一号に規定する基準

四 法第二十一条の五の十七第二項第二号に規定する指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準

五 法第二十一条の五の十九第一項に規定する指定通所支援に従事する従業者に関する基準

六 法第二十一条の五の十九第二項に規定する指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準

第七条第一項及び同条第七項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十七条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第六項中「従事者」を「従業者」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに第二十七条第一項及び同条第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第二十九号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書及び第四号並びに同条第四項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十三条中「前条」を「前二条」に改める。

第五十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十三条及び第五十二条第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第三十号

福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

（児童家庭課）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項に規定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第三条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第四条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第五条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第六条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、当該一時保護施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の非常災害の態様ごとに具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第七条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生

活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第八条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第九条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十一条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十二条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第十三条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第十六条 一時保護施設の設備基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。)(又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。))、相談室、食堂(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であつて、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。))を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年(法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。)(の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であつても、その福祉の為に必要があるときは、複数の児童(少年を含む。以下この号において同じ。))で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場合は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第十七条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第十八条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十九条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、心理療法師、心理療法師、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以上を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法師担当職員は、児童おおむね十人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第二十条 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、職員

二人以上を置かなければならない。
 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第二十一条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、基準府令第二十条第四項に規定する一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのことも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 基準府令第二十一条第一項第一号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十

二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第二十一条第八号に規定する文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認められたもの
 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認められたもの
 2 前項第一号の規定に基づき知事がする指定は、児童福祉法施行規則別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第二十三条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれを担当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十四条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十五条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることが出来る。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十六条 一時保護施設は、当該施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。

なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第二十七条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第二十五条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十八条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことが

できるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第三十二条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第三十三条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第三十六条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で

あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第十六条の規定は適用せず、福島県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十七号。次条において「児童福祉基準条例」という。)第五十七条及び附則第八条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

第三条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉基準条例第五十八条及び第六十五条の規定を準用する。

2 県は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行つてもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であつて、職員確保に係る計画を策定したときは、前項の規定にかかわらず、令和十一年三月三十一日まで、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める基準によらないことができる。この場合においては、児童福祉基準条例第五十八条及び第六十五条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

第四条 令和八年三月三十一日までの間は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めたる者を指導教育担当職員として置くことができる。

(児童家庭課)

福島県条例第三十一号

福島県女性自立支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県女性自立支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第三十二号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例(平成四年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「二五、一二〇円」を「二八、四九〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業振興課)

福島県条例第三十三号

福島県ロボットテストフィールド条例を廃止する条例

福島県ロボットテストフィールド条例(平成三十年福島県条例第六十三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(次世代産業課)

福島県条例第三十四号

福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例

福島県立テクノアカデミー条例(昭和三十九年福島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学の項中「精密機械工学科」を「機械デザイン工学科」に改め、同表福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学の項中「観光プロデュース学科」を「観光マネジメント学科」に改める。別表第三福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校の項中「電気配管設備科」を「電気・設備システム科」に改める。

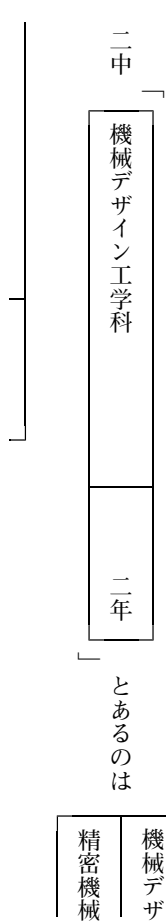
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和九年三月三十一日までの間は、改正後の福島県立テクノアカデミー条例別表第



イン工学科	二年		
工学科	二年		
と、			
		観光マネジメント学科	

二年	とあるのは	観光マネジメント学科	二年
		観光プロデュース学科	二年

とし、別表第三中		電気・設備システム科	二年	とあるのは
----------	--	------------	----	-------

電気・設備システム科	二年		
電気配管設備科	二年		

(産業人材育成課)

福島県条例第三十五号

福島県家畜取引法施行条例の一部を改正する条例

福島県家畜取引法施行条例(平成十二年福島県条例第七号)の一部を次のように改正する。
第一条の見出し中「揭示」の下に「等」を加え、同条中「揭示し」を「揭示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により閲覧に供し」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第三十六号

福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和四年福島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表三十三平方メートル以内のものの中「二万六千九百円」を「四万八千九百円」に、同表三十三平方メートルを超え、百平方メートル以内のものの中「三万二千元」を「五万三千三百円」に、同表百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のものの中「三万三千五百円」を「六万千円」に、同表二百平方メートルを超え、五

百平方メートル以内のものの中「四万四千五百円」を「八万七千四百円」に、同表五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のものの中「七万二千元」を「十一万六千円」に、同表千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のものの中「十二万三千七百円」を「十四万六千八百円」に、同表二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のものの中「二十三万四千八百円」を「二十八万三千二百円」に、同表五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のものの中「二十五万七千九百円」を「三十二万七千二百円」に、同表一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のものの中「三十八万八千八百円」を「四十三万九千四百円」に、同表二万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のものの中「四十二万九百円」を「五十九万七千八百円」に、同表五万平方メートルを超えるものの中「七十五万七千七百円」を「九十九万四千四百円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第三十七号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第二項の表三十三平方メートル以内のものの中「八千円」を「九千円」に改め、同表三十三平方メートルを超え、百平方メートル以内のものの中「二万五千元」を「二万七千円」に改め、同表百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のものの中「二万三千元」を「三万四千元」に改め、同表二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のものの中「二万九千元」を「三万八千円」に改める。

第四十七条の九の表一の項中「十二万円」を「二百平方メートル以内のものにあつては二万七千円、二百平方メートルを超えるものにあつては十二万円」に改める。

附則

この条例は、令和七年三月三十一日「を」令和八年三月三十一日「に改める」。

(建築指導課)

福島県条例第三十八号

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十五年福島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ア中「経済産業省・国土交通省令第一号」の下に「。以下「省令」という。」を加え、同条第二号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号。以下「政令」という。)」第三号第一号及び第二号を「省

令第一条第二項第一号及び第二号」に、「政令第三条第三号」を「省令第一条第二項第三号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第三十九号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第三項」に、「第三十四条第一項及び第四十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「第十一条」を「第十三条」に改める。

第二条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 非住宅部分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年 経済産業省 令第一号。以下「省令」という。)第一条第一項第一号に規定する非住宅部

交通省 分をいう。

四 住宅部分 省令第一条第二項各号に規定する住宅部分をいう。

第二条第五号を次のように改める。

五 複合建築物 省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。

第三条第一項第一号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号の表に次のように加える。

住宅部		性能基準	手数料
分	省令第一号	一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	三八、〇〇〇円
	省令第二号	一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	四三、〇〇〇円

(1)に規定する基準をいう。以下この号、第二号及び第七号において同じ。

性能基準	手数料
共同住宅等で三百平方メートル未満	七七、〇〇〇円
共同住宅等で三百平方メートル以上二千平方メートル未満	一二八、〇〇〇円
共同住宅等で二千平方メートル以上五千平方メートル未満	一二七、〇〇〇円
共同住宅等で五千平方メートル以上	三二一、〇〇〇円

第三条第一項第一号の表の備考を次のように改める。

備考

一 省令第一条第一項第一号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イに適合することを確かめる場合に係る手数料については、標準入力法・主要室入力法の区分に応じ、徴収する。

二 省令第一条第二号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(1)又は同号ロ(1)のいずれかに適合することを確かめる場合に係る手数料については、性能基準の区分に応じ、徴収する。

第三条第一項第二号中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同号の表に次のように加える。

住宅部		性能基準	手数料
分	省令第一号	一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	一九、〇〇〇円
	省令第二号	一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	二二、〇〇〇円
	省令第三号	共同住宅等で三百平方メートル未満	三九、〇〇〇円
	省令第四号	共同住宅等で三百平方メートル以上二千平方メートル	六四、〇〇〇円

ル未満	
共同住宅等で二千平方メートル以上五千平方メートル未満	一〇九、〇〇〇円
共同住宅等で五千平方メートル以上	一五六、〇〇〇円

第三条第一項第二号の表の備考を次のように改める。

備考

一 省令第一条第一項第一号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イに適合することを確かめる場合に係る手数料については、標準入力法・主要室入力法の区分に応じ、徴収する。

二 省令第一条第一項第二号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(1)又は同号ロ(1)のいずれかに適合することを確かめる場合に係る手数料については、性能基準の区分に応じ、徴収する。

第三条第一項第三号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第三条第一項第三号の表の備考を次のように改める。

備考

一 省令第十条第一号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(1)及び同号ロ(1)に適合することを確かめる場合に係る手数料については、標準入力法・主要室入力法の区分に応じ、徴収する。

二 省令第十条第一項第二号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(1)又は同号ロ(1)のいずれかに適合することを確かめる場合に係る手数料については、性能基準の区分に応じ、徴収する。

第三条第一項第五号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」とし、同号の表の備考を次のように改める。

備考

一 省令第十条第一号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(1)及び同号ロ(1)に適合することを確かめる場合に係る手数料については、標準入力法・主要室入力法の区分に応じ、徴収する。

二 省令第十条第一項第二号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を

適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(1)又は同号ロ(1)のいずれかに適合することを確かめる場合に係る手数料については、性能基準の区分に応じ、徴収する。

第三条第一項第七号を削り、同項第八号の表に次のように加える。

住宅部分	性能基準
一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	一九、〇〇〇円
一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	二二、〇〇〇円
共同住宅等で二百平方メートル未満	三九、〇〇〇円
共同住宅等で二百平方メートル以上二千平方メートル未満	六四、〇〇〇円
共同住宅等で二千平方メートル以上五千平方メートル未満	一〇九、〇〇〇円
共同住宅等で五千平方メートル以上	一五六、〇〇〇円

第三条第一項第八号の表の備考を次のように改める。

備考

一 省令第一条第一項第一号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イに適合することを確かめる場合に係る手数料については、標準入力法・主要室入力法の区分に応じ、徴収する。

二 省令第一条第一項第二号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(1)又は同号ロ(1)のいずれかに適合することを確かめる場合に係る手数料については、性能基準の区分に応じ、徴収する。

第三条第一項第八号を同項第七号とし、同項第九号ア及びイ中「とを」を「と住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額とを」に改め、同号カを削り、同号キ中「とを」を「と住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額とを」に改め、同号キを同号カとし、同号を同項第八号とし、

同条第二項中「第九号」を「第八号」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第四十号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十二年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中、「特定任期付職員業績手当」を削る。

第五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条の二第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第七条の二第一項中「又は在勤する公署の移転」を「若しくは在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「又は公署の移転」を「若しくは公署の移転又は給料表の適用」に改める。

第十五条の二を次のように改める。

第十五条の二 削除

第二十四条第一項中、「第十五条」を削る。

第二十五条第二項中、「第十条及び第十四条」を「及び第十条」に改め、同条第二項中、「第六条の二及び第十四条」を「及び第六条の二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の第五条の規定の適用については、同条第一項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第五号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業行政職給料表(福島県企業職員給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(昭和四十四年福島県企業局管理規程第三号)第三条第一号の企業行政職給料表をいう。)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第二項中「四 重度心身障害者」とあるのは「四 重度心身障害者

五 配偶者(届出をしないが

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(令和四年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「第十五条」を削る。

(企業総務課)

福島県条例第四十一号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十五年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中、「特定任期付職員業績手当」を削る。

第七条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十一条第一項中「又は在勤する公署の移転」を「若しくは在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「又は公署の移転」を「若しくは公署の移転又は給料表の適用」に改める。

第二十一条第二号中「であって、前号に規定する地域又は企業管理規程で定める区域に居住するもの」を削る。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第三十一条第一項中、「第八条(医師及び歯科医師である職員に係る部分に限る。)、第十三条、第二十一条」を削る。

第三十二条第一項中、「第十四条」を「及び第十四条」に改め、「及び第二十条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「切替日」という。)から令和八年三月三十一日までの間における改正後の第七条の規定の適用については、同条第一項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第五号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、病院行政職給料表(福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成十六年福島県病院局管理規程第三号)第三条第一号の病院行政職給料表をいう。)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして

管理者が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第二項中「四 重度心身障害者」とあるのは「四 重度心身障害者 五 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

3 (再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

3 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福島県条例第三号）第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第五十七号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。）（以下この項において「再任用職員」と総称する。）に対して適用されることとなる福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与及び基準を定める条例第十三条の規定は、切替日以後に同条第二項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。（福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「第八条（医師及び歯科医師である職員に係る部分に限る。）、第十三条、第二十一条」を削る。
(病院経営課)

福島県条例第四十二号

福島県子ども虐待から守る条例の一部を改正する条例

福島県子ども虐待から守る条例（令和二年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二條第一項の母子健康包括支援センター）」を「子ども家庭センター（児童福祉法第十條の二第一項の子ども家庭センター）」に改める。

附則

一 この条例は、公布の日から施行する。

二 この条例の施行の日以後において、児童福祉法第十條の二第一項の子ども家庭センターを設置していない市町村に対するこの条例による改正後の第十一条第二項の適用については、同項中「子ども家庭センター（児童福祉法第十條の二第一項の子ども家庭センター）」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）第四条による改正前の母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二條第一項の母子健康包括支援センター」として設置された施設」とする。
(政務調査課)

福島県条例第四十三号

福島県立美術館条例の一部を改正する条例

福島県立美術館条例（昭和五十九年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二八〇円」を「三六〇円」に、「二二〇円」を「二八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第四十四号

福島県立博物館条例の一部を改正する条例

福島県立博物館条例（昭和六十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「二八〇円」を「四〇〇円」に、「二二〇円」を「三二〇円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第四十五号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例（昭和三十九年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中 「福島県立船引高等学校 田村市
福島県立小野高等学校 田村郡小野町」 を「福島県立あぶくま柏鵬高等学校
田村市」に、「福島県立平商業高等学校」を「福島県立いわき商業情報高等学校」に
改め、福島県立四倉高等学校の項を削る。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県条例第四十六号

福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

福島県立特別支援学校条例（昭和三十九年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立猪苗代支援学校の項の次に次のように加える。

福島県立みなみあいづ支援学校

南会津郡南会津町

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)

福島県条例第四十七号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「四九四人」を「四九二人」に、「三、八二四人」を「三、八二二人」に改める。

附則第三項の表中「四九四人」を「四九二人」に、「三、九二七人」を「三、九二五人」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(警務課)

福島県条例第四十八号

福島県自動車保管場所証明申請手数料条例の一部を改正する条例

福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例(平成三年福島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県自動車保管場所証明申請手数料条例

第一条本文中「及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五号。以下「法」という。)」第六条第一項若しくは第三項(法第七条第二項(法第十三条第四項において準用する場合を含む。))及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による保管場所標章の交付若しくは再交付(以下「自動車保管場所標章の交付等」という。))を受ける者」を削り、同条ただし書中「又は自動車保管場所標章の交付等を受ける者」を削る。

第二条各号列記以外の部分を次のように改める。

自動車保管場所の証明の申請に係る手数料の額は、一件につき二千二百円とする。

第二条各号を削る。

第三条ただし書中「法」を「自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五号)」に改め、「及び法第六条第一項の規定による保管場所標章の交付(法第四条第一項ただし書の政令で定める通知を行ったときに限る。)」の申請」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五号。以下「法」という。))第四条ただし書の政令で定める通知が行われ

た場合における法第六条第一項若しくは第三項(法第七条第二項(法第十三条第四項において準用する場合を含む。))及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による保管場所標章の交付若しくは再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(交通規制課)